

営農型太陽光発電に係る「協議の場」の開催について

農地転用許可基準の一般基準において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は許可ができないこととなっております。また、農林水産省が公表する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」において、地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に書か係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、合意を得て行うものと規定されています。つきましては、下記の農地において、営農型太陽光発電を実施することについて、地域計画の達成に支障が生じないかを確認するため、協議の場（意見募集）を行います。

1 対象地域

◇中田地域

2 営農型太陽光発電の実施農地等

No.	地名	地番	地目	面積（㎡）	作付作物	転用許可期間（予定）
1	登米市中田町上沼字新寺山下	22-2	畑	2,630.00	ブルーベリー	10年間

3 意見募集期間

◇令和7年7月18日（金）～令和7年7月28日（月）

4 意見の提出方法

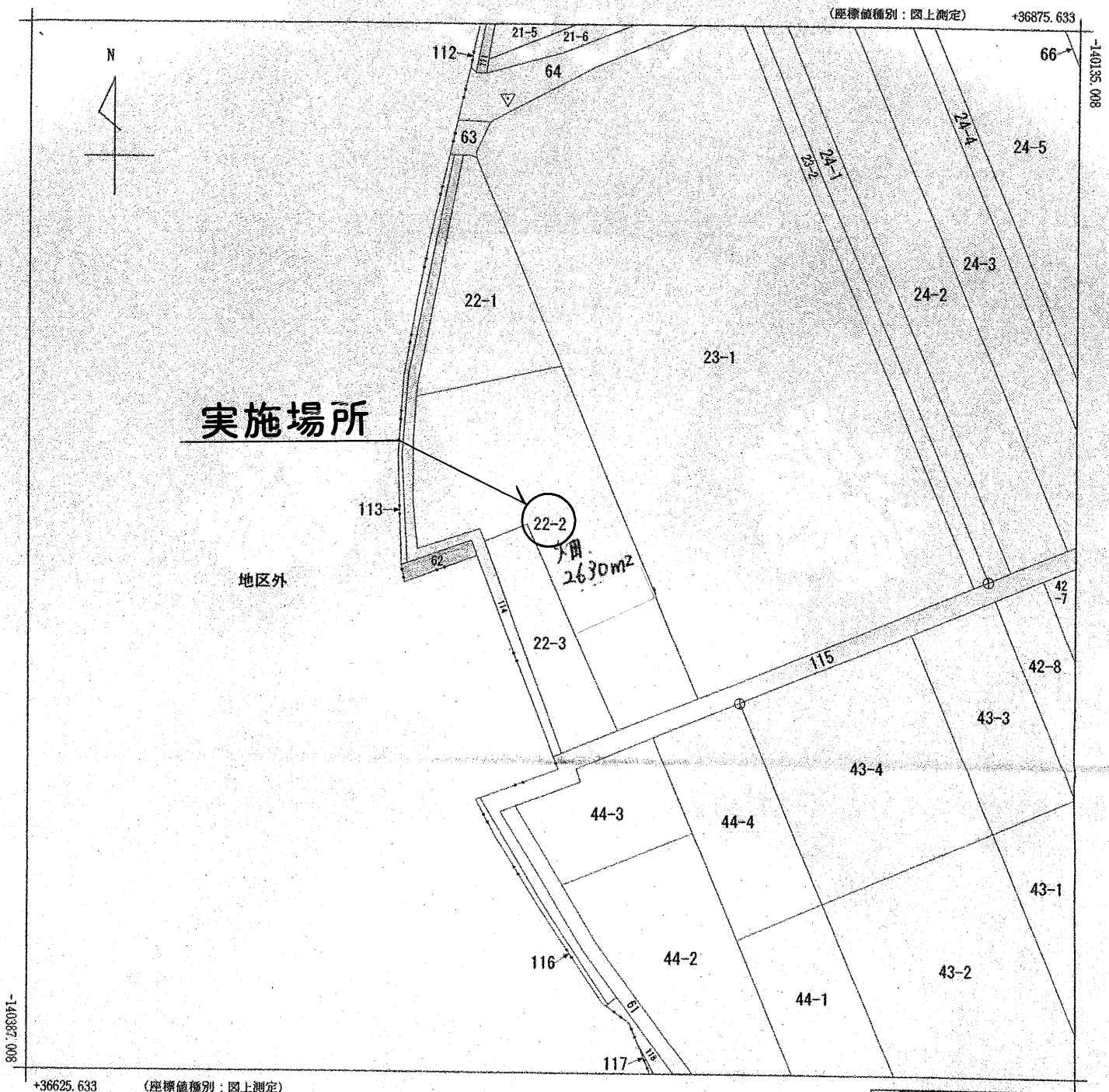
◇登米市ホームページ「登米市地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」から「意見書（協議の場）」をダウンロードし、下記の問い合わせに持参、郵便、Eメールまたはファクシミリで提出してください。

（URL：<https://www.city.tome.miyagi.jp/sangyou/shisejoho/noringyo/nogyo/chiikikeikaku.html>）

5 お問い合わせ先

◇登米市産業経済部 産業総務課 農業経営支援係（登米市中田町石森字西桜場18 中田庁舎2階）

◇TEL：0220-34-2716 FAX：0220-34-2802 Eメール：sangyosomu@city.tome.miyagi.jp



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyonoki2011.par)による修正がされています。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(iwatemiyagi2008.par)による修正がされています。

地番区域見出
 登米市
 中田町
 上沼字
 新寺山下

請求部	所在	登米市中田町上沼字新寺山下				地番	22番2			
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成7年1月			備付年月日(原図)	平成11年3月15日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

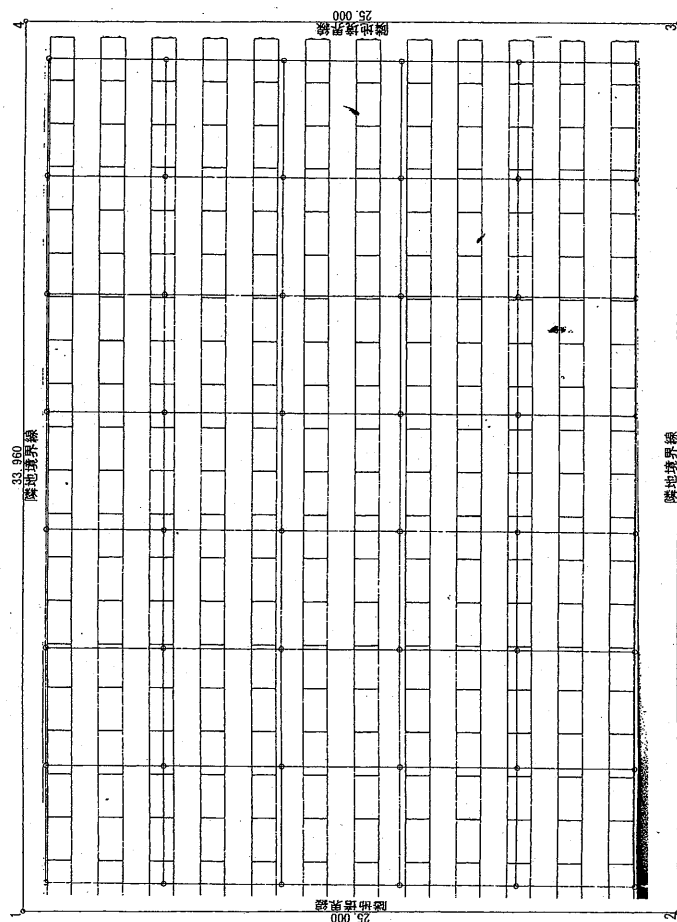
令和7年4月2日
 仙台法務局登米支局
 登記官

請求番号：9-1
 (1/1)

及川貴也



配置図



数地面積（直角度換法）				
番号	X座標 (m)	Y座標 (m)	$X(n+1)-X(n-1)$	陸面積 (㎡)
1	2.520	26.500	-33.950	-899.940000
2	2.520	1.500	33.950	50.940000
3	36.480	1.500	33.950	50.940000
4	36.480	26.500	-33.950	-899.940000
基準	0.500	0.000	陸面積計	-1898.000000
数地面積 (㎡)				849.00